第五条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第一号中「第十二条第一項第六号」を「第十三条第一項第六号」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第九条第一項第三号及び第二項中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改める。

第十条第一号中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

第十二条中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る」を「次の各号に掲げる」に、「第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ　当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額

ロ　当該事業年度における政府からの出資額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じて得た額

二　法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定　当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額

第十三条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第十六条第三項中「第十七条第一項第三号及び第四号」を「第十七条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号並びに第八条中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改める。

附則第九条第一項中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改め、同条第三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改める。

附則第十一条第一項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改める。

附則第十二条中「第十二条第一項第六号」を「第十三条第一項第六号」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成十四年法律第百八十号）第二十四条」を「（平成十四年法律第百八十号）第二十三条」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第六号中「第十二条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第四条　全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に、「第十五号」を「第十一号」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、「第十一号並びに」を削る。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十一号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十一号

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第六条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「第十二条第一項第十四号」を「第十三条第一項第十号」に改め、同条第二項中「並びに同項第五号及び第六号」を「及び同項第五号から第七号まで」に改める。

第四十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

第百二十六条第三号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第百四十一条第五号中「第十二条第一項第七号」を「第十三条第一項第七号」に改める。

第百四十七条第四号中「第十二条第一項第九号から第十三号まで」を「第十三条第一項第九号」に改める。

附則第二十三条第二項第一号中「第五号」を「第四号」に改める。

附則第二十六条を削る。

附則第二十五条の三中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第三号」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第二十七条中「附則第十条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第八条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（運輸審議会令の一部改正）

第九条　運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「第三条及び第五条」を「第五条及び第七条」に、「附則第九条第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

附　則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三